

沿岸広域振興局長告示第32号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成27年3月24日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
3・4・1 茶屋前線	20.00	365.46	平成27年2月25日
3・4・2 野々田明神前線	20.00	376.92	〃
3・5・6 大船渡日頃市線	20.00	639.52	〃
3・6・13 明神前普金線	12.00～15.00	106.53	〃
3・6・14 大船渡細浦線	20.00	935.21	〃
区画道路12-1号線	12.00	336.62	〃
区画道路12-3号線（区画整理）	12.00	47.37	〃
区画道路12-3号線（津波拠点）	12.00	50.25	〃
区画道路12-5号線	12.00	119.24	〃
区画道路8.5-2号線	8.50	116.38	〃
区画道路8-2号線	8.00	241.07	〃
区画道路8-8号線	8.00	59.63	〃
区画道路8-9号線	8.00	33.66	〃
区画道路8-13号線	8.00	44.04	〃
区画道路8-16号線	8.00	93.73	〃
区画道路8-17号線	8.00	48.24	〃
区画道路6-4号線	6.00	208.39	〃
区画道路6-5号線	6.00	59.14	〃
区画道路6-6号線	6.00	133.03	〃
区画道路6-8号線	6.00	57.34	〃
区画道路6-12号線	6.00	73.06	〃
区画道路6-14号線	6.00	48.01	〃
区画道路5.5-1号線	5.50	80.46	〃
区画道路5.5-2号線	5.50	85.06	〃
特殊道路4-3号線	4.00～6.00	145.53	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。